

市民の企画提案による協働のまちづくり事業 実施要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、旭川市市民活動基本方針に基づく協働推進の取組の一環として、市民又は市が把握する公共的な課題の解決等を図る事業について、市民の企画提案に基づき市民と市とが協働で実施する、市民の企画提案による協働のまちづくり事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 本事業は、次に掲げる事項を目的に実施する。

- （1）社会環境の変化により、多様化する市民ニーズや複雑化し見えにくくなってきている地域課題に効果的に対応し、市民ニーズにあったきめ細やかな公共サービスを提供すること。
- （2）様々な主体が公共サービスの担い手となることで地域において提供できる公共サービスの多様化を図り、地域の課題解決力を高めること。
- （3）様々な主体と市とが対等な立場でまちづくりに関わることにより、協働に対する意識の向上を図ること。

（提案団体の要件）

第3条 本事業に提案することができるのは、次の全てを満たしている団体とする。

- （1）旭川市内で市民活動を行っていること。
- （2）市と協働事業を実施できる実績又は能力があること。
- （3）組織の運営に関する規約等があること。
- （4）予算・決算等の事務が適正に行われている又は行われる見込みがあること。

（対象となる事業）

第4条 本事業の対象となる事業は、次の全てに該当するものとする。

- （1）提案団体自らが参加し、かつ主に市内で実施する公益的な事業
- （2）市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- （3）提案団体と市とが協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

- （1）営利を目的としたもの
- （2）特定の個人や団体が利益を受けるもの
- （3）政治、宗教、選挙活動を目的とするもの
- （4）法令等に違反するもの
- （5）公序良俗に反するもの
- （6）その他市長が不適當と認めるもの

（事業提案の種類）

第5条 事業提案の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）市民提案型 地域課題や社会的課題の解決につながる協働事業を提案団体が企画し、提案するもの

(2) 行政提案型 市が市民と協働で取り組みたいまちの活性化につながるテーマや企画等を示し、提案団体がそれに対する具体的な事業内容を提案するもの

(募 集)

第6条 市長は、本事業による提案を募集しようとするときは、必要な事項を定めた募集案内を作成し、これを公表するものとする。

(提案の方法)

第7条 提案団体は、前条の募集に対し事業を提案しようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 市民の企画提案による協働のまちづくり事業提案書（様式第1号）
- (2) 協働事業企画書（様式第2号）
- (3) 収支計画書（様式第3号）
- (4) 提案団体概要書（様式第4号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(採択された事業の継続提案)

第8条 提案団体が、本事業で採択された事業を翌年度以降継続して提案することができるのは、初年度を含め3年までとする。

(担当部署)

第9条 市長は、第7条の規定により事業が提案されたときは、その提案について担当する市の部署（以下「担当部署」という。）を指名し、その旨を提案団体及び担当部署に通知するものとする。

(審査前の意見交換及び提案書類の修正)

第10条 第7条の規定により事業の提案を行った提案団体と前条の規定により指定された担当部署は、審査を行う前の所定の期間内に提案内容に関する意見交換を行うものとする。

2 前項の意見交換の結果に基づき、提案団体は提案書類を修正することができるものとする。

(審査・選考)

第11条 市長は、第7条の規定により事業が提案され、前条の規定による意見交換が行われたときは、旭川市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）に審議を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、推進会議委員のうち、事業の提案団体の役員及び構成員となっている者は、審議から除くものとする。

3 審議は、第7条の規定により提出された書類又は前条の規定により修正された書類及び公開プレゼンテーションにより行うものとする。

4 前項で行う審議は、別に定める市民の企画提案による協働のまちづくり事業審査要領によるものとし、推進会議はその結果を市長に報告するものとする。

5 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、提案団体及び担当部署に対し審議の結果等を通知するものとする。

（採択候補事業の決定）

第12条 市長は、前条第4項の報告に基づき、採択候補事業を決定し、その結果を提案団体及び担当部署に通知するものとする。

（協 議）

第13条 前条の採択候補事業の提案団体（以下「採択候補事業提案団体」という。）と担当部署は、事業内容及び協働の諸条件等について協議するものとする。

（採択する事業の決定）

第14条 市長は、当該年度の予算成立を受け、予算の範囲内において採択する事業を決定し、その結果を採択候補事業提案団体及び担当部署に通知するとともに、公表するものとする。

（協定の締結）

第15条 前条の規定により採択された事業の提案団体（以下「採択事業提案団体」という。）と市長は、第13条の規定による協議を踏まえ次の書類を作成した上で、協定を締結するものとする。

- （1）市民の企画提案による協働のまちづくり事業実施計画書（様式第5号）
- （2）収支予算書（様式第6号）
- （3）その他市長が必要と認める書類

（事業の実施）

第16条 採択事業提案団体と市長は、前条に規定する市民の企画提案による協働のまちづくり事業実施計画書及び協定に基づき当該事業を実施し、その進行を管理するものとする。

- 2 採択事業提案団体と市長は、当該事業の内容の変更、中止又は廃止をしようとするときは、前条の規定により締結した協定に定める方法により行うものとする。
- 3 市長は、前条に規定する協定に基づく事業の実施に当たり必要な場合は、予算の範囲内で経費を負担するものとする。

（事業報告及び自己評価）

第17条 採択事業提案団体及び担当部署は、当該事業が終了した日の翌日から起算して30日以内に次の書類を作成し、各々市長に報告するものとする。ただし、第2号に規定する書類については、採択事業提案団体が作成するものとする。

- （1）市民の企画提案による協働のまちづくり事業実施報告書（様式第7号）
 - （2）収支決算書（様式第8号）
 - （3）その他市長が必要と認める書類
- 2 採択事業提案団体及び担当部署は、当該事業終了後、事業内容等について書面による自己評価を行い市長に提出するとともに、その評価結果を共有するものとする。

- 3 第1項に規定する書類及び前項に規定する書面の提出は、当該事業を実施した年度の3月31日を超えないものとする。

(事業評価)

- 第18条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、公開による事業報告会を開催し、推進会議に審議を求めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、推進会議委員のうち、事業の提案団体の役員及び構成員となっている者は、審議から除くものとする。
- 3 審議は、前条の規定により提出された書類及び第1項の規定により開催された事業報告会の内容により行うものとする。
- 4 前項で行う審議は、別に定める市民の企画提案による協働のまちづくり事業評価要領によるものとし、会議はその結果を市長に報告するものとする。
- 5 市長は、前項に規定する報告を受けたときは、その内容を採択事業提案団体及び担当部署に通知するとともに、評価の結果を公表するものとする。

(委 任)

- 第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月24日から施行し、平成28年度以後の年度分の事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月26日から施行し、平成30年度以後の年度分の事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月5日から施行し、平成31年度以後の年度分の事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月10日から施行し、平成32年度以後に実施する事業の提案に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和4年度以後に実施する事業の提案に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。